

## 目 次

公平委員会規則	ページ
2 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1

## 公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 27 年 7 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

### 新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 村上市の表長部局の項中「総務課の秘書係長及び人事係長」を「総務課の人事管理室長及び秘書係長」に改める。

別表第 1 の 10 南魚沼市の表長部局の項中「部長、部次長、課長」を「部長、部参事、部次長、課長、参事」に改め、同表教育委員会事務局の項を次のように改める。

教育委員会	教育長、教育部長、課長、室長、センター長
事務局	学校教育課の管理指導主事及び指導主事

別表第 1 の 10 南魚沼市の表に次のように加える。

特別支援学校	校長、教頭
--------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。